

計算書類に対する注記

(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品一定額法
・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金-福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
・賞与引当金 -職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 福島県社会福祉協議会退職共済
- (2) 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類

(会計基準省令第一号第一様式(第十七条第四項関係)、第二号第一様式(第二十三条第

(2) 事業区分別内訳表

(会計基準省令第一号第二様式(第十七条第四項関係)、第二号第二様式(第二十三条第

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第
当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 社会福祉法人南会津会本部拠点 (社会福祉事業)

イ 特別養護老人ホーム下郷ホーム拠点 (社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム下郷ホーム」

「下郷ホームショートステイ」

ウ 特別養護老人ホーム伊南ホーム拠点 (社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム伊南ホーム」

「伊南ホームショートステイ」

エ 特別養護老人ホーム田島ホーム拠点 (社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム田島ホーム」

「田島ホームショートステイ」

オ 特別養護老人ホーム南郷ホーム拠点 (社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム南郷ホーム」

「南郷ホームショートステイ」

カ 特別養護老人ホーム只見ホーム拠点 (社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム只見ホーム」

「只見ホームショートステイ」

キ 特別養護老人ホームあさくさホーム拠点 (社会福祉事業)

- ク 南会津町老人デイサービスセンター七峰拠点 (社会福祉事業)
- ケ 南会津町老人デイサービスセンター愛宕B型拠点 (社会福祉事業)
- コ 南会津町老人デイサービスセンター愛宕E型拠点 (社会福祉事業)
- サ 南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘拠点 (社会福祉事業)
- シ 南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘拠点 (社会福祉事業)
- ス 只見町高齢者生活福祉センター拠点 (社会福祉事業)
- セ 南会津町館岩高齢者生活福祉センター高夕拠点 (社会福祉事業)
- ソ 南会津町田島在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
 - 「南会津町田島在宅介護支援センター」
 - 「田島指定居宅介護支援事業所」
- タ 南会津町伊南在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
 - 「南会津町伊南在宅介護支援センター」
 - 「伊南指定居宅介護支援事業所」
- チ 南会津町南郷在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
 - 「南会津町南郷在宅介護支援センター」
 - 「南郷指定居宅介護支援事業所」
- ツ 只見町在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
 - 「只見町在宅介護支援センター」
 - 「只見指定居宅介護支援事業所」
- テ 南会津町館岩在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
 - 「南会津町館岩在宅介護支援センター」
 - 「館岩指定居宅介護支援事業所」
- ト 只見町介護老人保健施設こぶし苑拠点 (公益事業)
 - 「只見町介護老人保健施設こぶし苑」
 - 「通所リハビリテーション」
 - 「訪問リハビリテーション」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	221,194,163	0	0	221,194,163
建物	1,764,619,727	0	87,766,929	1,676,852,798
預金	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	2,097,054,484	0	87,766,929	1,918,046,961

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	5,446,751,749	3,769,898,951	1,676,852,798
建物(その他の固定資産)	4,423,878	2,772,675	1,651,203
構築物(その他の固定資産)	321,119,843	295,570,325	25,549,518
機械及び装置(その他の固定資産)	69,814,250	60,278,070	9,536,180
車輛運搬具(その他の固定資産)	48,355,912	43,808,531	4,547,381
器具及び備品(その他の固定資産)	344,147,284	262,820,334	81,326,950
有形リース資産(その他の固定資産)	101,472,240	76,652,535	24,819,705
権利(その他の固定資産)	76,440	0	76,440
合 計	6,336,161,596	4,511,801,421	1,824,360,175

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記 (本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品 一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 ー福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。

・賞与引当金 ー職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

・福島県社会福祉協議会退職共済

・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預金	20,000,000			20,000,000
合計	20,000,000	0	0	20,000,000

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,106,447	805,246	301,201
器具及び備品	753,313	591,708	161,605
有形リース資産	1,637,100	1,200,540	436,560
合計	3,496,860	2,597,494	899,366

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム下郷ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 特別養護老人ホーム下郷ホーム
 - イ 下郷ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 特別養護老人ホーム下郷ホーム
 - イ 下郷ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	94,253,983	0	3,662,848	90,591,135
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	94,253,983	0	3,662,848	90,591,135

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	473,952,210	383,361,075	90,591,135
構築物	17,681,340	17,681,336	4
機械及び装置	35,931,800	26,518,478	9,413,322
器具及び備品	53,181,948	47,075,879	6,106,069
有形リース資産	13,069,440	11,513,855	1,555,585
合計	593,816,738	486,150,623	107,666,115

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム伊南ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金一福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金一職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
- ア 特別養護老人ホーム伊南ホーム
 - イ 伊南ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
- ア 特別養護老人ホーム伊南ホーム
 - イ 伊南ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	54,973,199	0	6,067,592	48,905,607
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	54,973,199	0	6,067,592	48,905,607

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し口

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	447,612,808	392,639,609	54,973,199
建物	2,700,000	1,170,000	1,530,000
構築物	14,500,000	14,499,997	3
車輛運搬具	2,136,000	59,333	2,076,667
器具及備品	52,588,226	45,570,627	7,017,599
機械及び装置	7,621,950	7,445,668	176,282
有形リース資産	7,515,240	4,008,128	3,507,112
合計	534,674,224	465,393,362	69,280,862

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム田島ホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 特別養護老人ホーム田島ホーム
 - イ 田島ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 特別養護老人ホーム田島ホーム
 - イ 田島ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	123,332,838	0	0	123,332,838
建物	355,558,997	0	19,609,272	335,949,725
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	478,891,835	0	19,609,272	459,282,563

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,365,397,746	1,029,448,021	335,949,725
構築物	29,268,862	29,268,860	2
車輛運搬具	1,609,900	1,609,898	2
器具及び備品	63,006,687	51,419,663	11,587,024
有形リース資産	7,887,720	5,784,328	2,103,392
合計	1,467,170,915	1,117,530,770	349,640,145

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム南郷ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金一職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 特別養護老人ホーム南郷ホーム
 - イ 南郷ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 特別養護老人ホーム南郷ホーム
 - イ 南郷ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	335,028,206	0	16,318,264	318,709,942
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	335,028,206	0	16,318,264	318,709,942

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,122,863,978	804,154,036	318,709,942
建物	617,431	617,429	2
構築物	57,827,500	57,827,497	3
機械及び装置	26,260,500	26,260,495	5
車輛運搬具	1,645,806	1,645,804	2
器具及び備品	71,022,045	50,011,062	21,010,983
有形リース資産	7,759,740	5,690,476	2,069,264
権利	76,440	0	76,440
合計	1,288,073,440	946,206,799	341,866,641

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホーム只見ホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 特別養護老人ホーム只見ホーム
 - イ 只見ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 特別養護老人ホーム只見ホーム
 - イ 只見ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	81,027,283	0	0	81,027,283
建物	433,363,746	0	18,381,455	414,982,291
定期預金	0	0	0	0
合計	514,391,029	0	18,381,455	496,009,574

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,300,421,880	885,439,589	414,982,291
構築物	135,926,865	132,589,508	3,337,357
車両運搬具	13,391,389	10,564,688	2,826,701
器具及び備品	59,123,442	39,597,819	19,525,623
有形リース資産	14,553,300	9,789,100	4,764,200
合計	1,523,416,876	1,077,980,704	445,436,172

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(特別養護老人ホームあさくさホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品一定額法
・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
(1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係) 第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	445,192,446	0	21,175,452	424,016,994
預金	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
合計	445,192,446	0	21,175,452	424,016,994

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	559,892,810	135,875,816	424,016,994
構築物	61,634,088	39,548,534	22,085,554
車輛運搬具	4,211,402	4,211,401	1
器具及び備品	24,116,626	17,662,589	6,454,037
有形リース資産	9,778,860	8,755,164	1,023,696
合計	659,633,786	206,053,504	453,580,282

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・ 車両運搬具一定額法
 - ・ リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・ 退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・ 賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・ 福島県社会福祉協議会退職共済
- ・ 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	4,249,425	4,249,424	1
有形リース資産	1,280,340	938,916	341,424
器具及び備品	115,500	27,324	88,176
合計	5,645,265	5,215,664	429,601

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町老人デイサービスセンター愛宕B型拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)
第三号第四様式(第二十七条第四項関係)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	10,120,049	0	0	10,120,049
建物	27,805,514	0	1,534,318	26,271,196
合計	37,925,563	0	1,534,318	36,391,245

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	106,177,060	79,905,864	26,271,196
構築物	2,401,650	2,401,649	1
車両運搬具	4,229,550	4,229,549	1
器具・備品	13,435,594	7,428,930	6,006,664
有形リース資産	2,446,380	1,794,012	652,368
合計	128,690,234	95,760,004	32,930,230

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町老人デイサービスセンター愛宕E型拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)
第三号第四様式(第二十七条第四項関係)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,490,155	0	0	3,490,155
建物	9,606,831	0	530,097	9,076,734
合計	13,096,986	0	530,097	12,566,889

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	36,658,958	27,582,224	9,076,734
構築物	828,270	828,269	1
車両運搬具	196,030	196,029	1
器具・備品	295,000	289,414	5,586
有形リース資産	3,720,000	3,720,000	0
合計	41,698,258	32,615,936	9,082,322

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町老人デイサービスセンター七峰拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
- 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、
第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	4,000,960	4,000,959	1
器具及び備品	914,187	914,184	3
合計	4,915,147	4,915,143	4

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	6,480,200	6,480,198	2
器具及び備品	1,834,966	1,742,612	92,354
有形リース資産	2,491,440	1,827,056	664,384
合計	10,806,606	10,049,866	756,740

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(只見町高齢者生活福祉センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品一定額法
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四号様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
有形リース資産	4,368,120	3,855,160	512,960
器具及び備品	214,900	214,899	1
合計	4,583,020	4,070,059	512,961

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(館岩高齢者生活福祉センター高夕拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	286,200	159,608	126,592
車輛運搬具	6,205,250	6,205,248	2
有形リース資産	6,093,540	2,434,004	3,659,536
合計	12,584,990	8,798,860	3,786,130

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町伊南在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、
第二号第四様式(第二十三条四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 南会津町伊南在宅介護支援センター
 - イ 伊南指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 南会津町伊南在宅介護支援センター
 - イ 伊南指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
有形リース資産	1,766,220	1,295,228	470,992
器具及び備品	115,500	27,324	88,176
合計	1,881,720	1,322,552	559,168

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南会津町田島在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移行外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 拠点財計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、
第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 南会津町田島在宅介護支援センター
 - イ 田島指定居宅介護支援事業所
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 南会津町田島在宅介護支援センター
 - イ 田島指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,223,838	0	0	3,223,838
建物	8,836,805	0	487,631	8,349,174
合計	12,060,643	0	487,631	11,573,012

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	33,774,299	25,425,125	8,349,174
構築物	765,068	765,067	1
有形リース資産	2,276,280	1,669,272	607,008
合計	36,815,647	27,859,464	8,956,183

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(南郷在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 南会津町南郷在宅介護支援センター
 - イ 南郷指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 南会津町南郷在宅介護支援センター
 - イ 南郷指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
有形リース資産	2,105,400	1,543,960	561,440
合計	2,105,400	1,543,960	561,440

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(只見町在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金一職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
 - ア 只見町在宅介護支援センター
 - イ 只見指定居宅介護支援事業所
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
 - ア 只見町在宅介護支援センター
 - イ 只見指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

試算の種類	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
有形リース資産	2,602,680	1,908,632	694,048
合計	2,602,680	1,908,632	694,048

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(館岩在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品 該当なし
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金 ー 福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金 ー 職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
- ア 南会津町館岩在宅介護支援センター
 - イ 館岩指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
- ア 南会津町館岩在宅介護支援センター
 - イ 館岩指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	200,000	47,221	152,779
有形リース資産	1,786,320	1,309,968	476,352
合計	1,986,320	1,357,189	629,131

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純
資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記
(只見町介護老人保健施設こぶし苑拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
- ア 只見町介護老人保健施設こぶし苑
 - イ 通所リハビリテーション事業所
 - ウ 訪問リハビリテーション事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
- ア 只見町介護老人保健施設こぶし苑
 - イ 通所リハビリテーション事業所
 - ウ 訪問リハビリテーション事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

試算の種類	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	2,831,200	522,465	2,308,735
有形リース資産	8,334,120	6,111,688	2,222,432
合計	11,165,320	6,634,153	4,531,167

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし